下記のとおり、認証の業務を行う事務所の所在地を変更したいので、産業標準化法第46条（第55条第２項において準用する第46条）の規定に基づき、届け出ます。

記

1　変更しようとする事務所の名称、所在地及び電話番号
2　変更の予定期日
3　変更の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
　　２　１は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
　　３　登録証を添付すること。
　　４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第11（第28条関係）

業務規程（変更）届出書

年　月　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

産業標準化法第47条第１項（第55条第２項において準用する第47条第１項）の規定に基づき、業務規程（業務規程の変更）を別添のとおり届け出ます。

記

1　変更の内容
2　変更の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
　　２　１及び２は、業務規程の変更の場合に記載すること。
　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第12（第29条第１項関係）

業務休止（廃止）届出書

年　月　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

産業標準化法第48条（第55条第２項において準用する第48条）の規定に基づき、認証の業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。

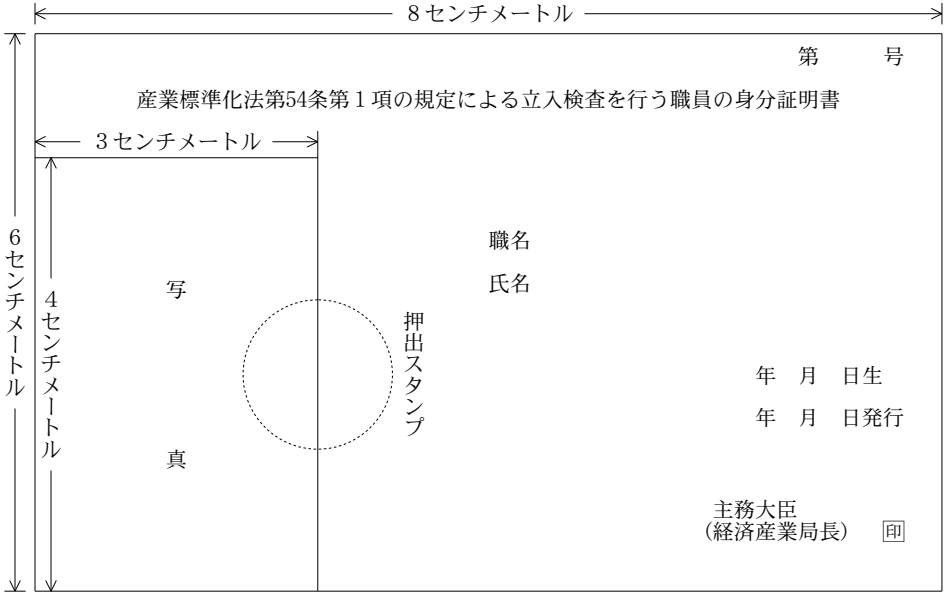
記

1　休止（廃止）しようとする認証の業務の範囲
2　休止（廃止）の予定期日
3　休止の期間
4　休止（廃止）の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第13（第35条第１項関係）

表　面



裏　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第29条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者